

資源回収で奨励金がもらえます

宮古市では、資源の有効利用とごみの減量化を推進するため、資源物（紙類・缶類・びん類）を集団で回収する登録団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付します。
2025年4月現在、子ども会、町内会、衛生組合等の団体が登録しています。

【奨励金の額】

区 分	品 目	市奨励金
紙 類	新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック容器	1 kg につき 3 円
金属類	スチール缶・アルミ缶	1 kg につき 5 円
瓶 類	一升びん・ビールびん・ジュースびん	1 本につき 3 円

※登録団体の収入 = **市奨励金** + **回収業者への売払い代金**

☆資源物集団回収の流れ

- 1 資源回収団体の登録をします。
・資源回収団体登録申請書に団体名、振込先等を記入し提出します。
（振込口座の確認のため通帳をご持参下さい）
- 2 取引をする回収業者と契約をします。（各団体で行ないます）
- 3 資源回収を行ないます。

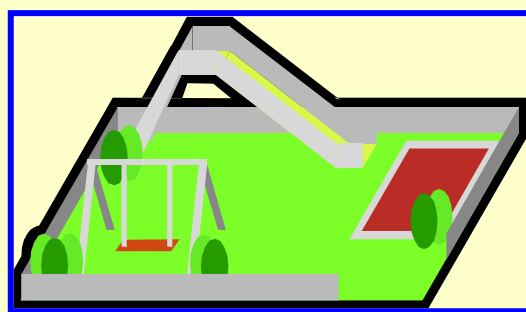


登録団体各世帯



資源物を回収

指定の集積所（各団体で指定）



<資源物回収業者が引き取る物>

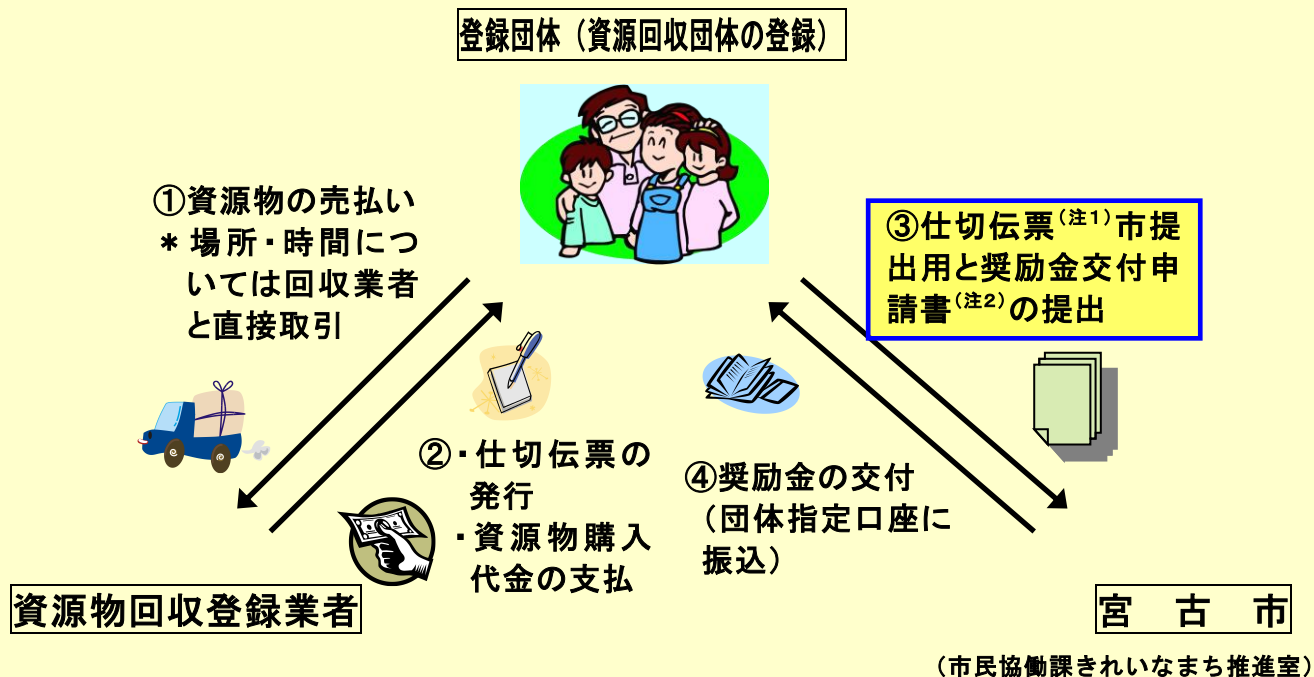
- 紙 類 → 新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック容器
- 瓶 類 → 一升びん（茶色・緑色）・ビールびん・ジュースびん
- 缶 類 → アルミ缶・スチール缶

<登録団体ですること>

- ・集積所の管理
- ・資源物分別指導
- ・分別作業
- ・業者が引き取るまでの間の一時保管



☆奨励金交付の流れ



(注1) 資源回収仕切伝票又は登録業者が発行する品目別数量がわかる内訳書
資源物の引渡しの際に、取引業者が記入します。市には「市提出用(黄色)」を提出します。
取引業者が回収した資源物の量の明細が記入されます。

(注2) 奨励金交付申請書(資源回収事業奨励金交付申請書)
代表者名、振込先等を記入し提出します。

※ 書類の提出は、宮古市市民協働課(市役所本庁舎1階)及び各総合事務所、出張所でも受付けています。

【資源回収登録業者】

名 称	住 所	電話番号
(有) 生 内 商 店	宮古市大通四丁目4-16	62-1821
小 成 古 物 商	宮古市神林1-1	62-0573
箱 石 商 店	宮古市長沢12-38-8	69-2456

その他、詳しい内容についての問い合わせは、市市民協働課きれいなまち推進室
(62-2111内線1823・1824 直通64-6488) へお願いします。